学校法人大妻学院校舎施設貸出規程

平成 20 年 1 月 29 日　制定
令和　8 年 3 月 17 日　改正

（目的）

第 1 条　この規程は、学院部外の団体等が、学院校舎内の施設（設備、備品を含む。以下同じ。）を使用する場合の事項について定める。

（遵守事項）

第 2 条　施設を使用する者及び使用責任者（以下、「使用者」という。）は本規程を遵守し、学院の指示に従い善良なる管理者の注意をもって施設を使用しなければならない。なお、使用者は原則として学院の専任教職員、卒業生及び学院関係団体とし、次の各号に掲げる行事に使用することができる。

①学院に関する教育・文化活動
②専任教職員・卒業生による交流活動に関すること（学院の目的に反しない活動であること）
③学院の教育研究活動と密接な関わりを持つ、又は社会的認知度がある試験
④社会貢献に関すること
⑤その他学院が適当と認めたもの

2　使用者は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

①　申請書に記載された目的以外の用途に使用すること
②　使用許可された場所以外に立ち入ること
③　施設内において、学院の許可なく営利目的の行為をする又は寄付等を募ること
④　行事に関係のない文書、図面等の提示又は配布をすること
⑤　指定の場所以外で飲食及び飲酒をすること
⑥　学院の許可なく施設の什器等のレイアウト変更又は標識等を設置すること
⑦　学院の許可なく特殊な設備、物品、危険物等を搬入すること
⑧　学院の許可なく学院内を撮影すること
⑨　特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をすること
⑩　政治的活動を目的とすること
⑪　公序良俗に反する行為を行うこと
⑫　その他使用上の注意の趣旨に反すること

（使用の期間及び時間）

第 3 条　施設の使用は、原則として学院の休日（祝祭日）又は休業日とする。ただし、授業及び管理等に支障のない場合は、土曜日又は平日においても使用を許可することがある。

2　使用時間は原則として、午前 9 時から午後 7 時までとする。

（使用の申込み）

第 4 条　施設の使用を希望する者は、別に定める学院所定の申請書に行事内容等詳細を記載した資料を添付し、原則として使用希望日 1 ヶ月前までに施設管理部署に申し込むものとする。

（使用の許可）

第 5 条　学院が使用の申し込みを受理したときは、学内決裁の上、その可否等を決定し、使用する者又は使用責任者に通知する。

（使用許可の取消及び中止）

第 6 条　学院は、次の各号の一に該当する場合は、その使用許可を取消し、又は使用を中止することができる。

①　第 2 条第 2 項の各号の一に違反した場合、又は学院の指示に従わない場合

②　第 4 条第 1 項の方法により申し込んだ内容に虚偽の記載があると判明した場合

③　やむを得ない事情により、学院において使用の必要が生じた場合

④　災害等のため施設が使用不能になった場合

⑤　その他学院の秩序・風紀を乱し、又は他人の迷惑となる行為をするなど、不適当と認められる場合

（使用許可施設の転貸又は権利譲渡の禁止）

第 7 条　使用許可施設に係る権利を、第三者に転貸又は譲渡してはならない。

（使用料）

第 8 条　学院は施設の使用者に施設使用料金（以下、「使用料」という。）を請求する。

2　使用料は別表第 1 に基づき算出し、施設ごとの料金表は別に定める。

3　別表第 1 で定めた使用料に 100 円未満の端数を生じた場合は 1 フロア又は 1 室毎に切り上げて算出する。

4　使用料は、使用後 2 週間以内に納入するものとする。ただし、使用 1 週間前までに納入する場合は、前項で算出した使用料の合計から 0.1 を乗じた金額を差し引き請求する。

（使用料の適用）

第 9 条　使用料は正規料金、関係学会料金、試験料金の 3 種類の料金体系とし、次の各号に掲げる行事に適用する。ただし、学院関係団体による使用については使用料を請求しない。

①第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る行事　関係学会料金

②第 2 条第 1 項第 3 号に係る行事　試験料金

③第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る行事　正規料金

2　貸出対象室には情報処理教室、学部・学科管理の室等は含まない。

3　使用料は 1 時間単位とし、合計金額には消費税を加算する。

4　清掃・警備・設備(照明、空調等)の業務委託費及びそれ以外の費用が生じるときは、当該委託業者から請求するものとする。

5　大妻講堂及び同講堂内に設置するパイプオルガンの使用料は別に定める。

（使用中の事故等）

第 10 条　使用中に生じた盗難その他事故については、使用者がその責を負い、学院は一切の責を負わないものとする。

（キャンセルポリシー）

第 10 条の 2　使用者の都合によって申し込みを取り消す場合、使用者は別表第 2 で定めるキャンセル料金を支払わなければならない。

2　使用施設数が減少する場合、使用者は次の各号で定めるキャンセル料金を支払わなけれ

ばならない。

①別表第 1 に基づき算出された当該フロア又は室の使用料に対し、別表第 2 の申出日ごとのパーセンテージを乗じた金額

②適用される使用料の単位がフロアから室に変更になるキャンセルは、別表第 1 に基づき算出されたそれぞれの使用料の差額に対し、別表第 2 の申出日ごとのパーセンテージを乗じた金額

3　申出日が事務室閉室日（日・祝日・学校記念日等）の場合は、その直前の事務室開室日を申出日とみなす。

（使用許可の取消等に伴う補償の免責等）

第 11 条　使用者は､第 6 条の定めにより使用許可が取り消され又は使用が中止された場合、学院に対する補償等の請求は一切行わないものとする。ただし、第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する場合は、既納の使用料を返還するものとする。

2　第 6 条（第 1 項第 3 号及び第 4 号による場合を除く）の定めにより使用許可の取消し又は使用中止となった使用者は、以後学院の施設の使用を許可しない。

（原状回復の義務）

第 12 条　使用者は、事前に学院に許可を得て施設の什器等のレイアウト変更又は標識等の設置をした場合は、使用後速やかにこれを原状に回復しなければならない。

（損害の賠償）

第 13 条　使用者が施設、設備、備品及び物品を破損、紛失、汚損その他これらに類する行為をした場合には､学院に故意又は重大な過失がある場合を除き､使用者は自己の責任において原状回復を行い、またはその損害賠償の責を負うものとする。

2　無償で貸与する物品については、その状態の如何を問わず、使用者の責任において使用するものとし、当該物品に瑕疵があった場合であっても、 学院に故意又は重大な過失がある場合を除き、使用者はその使用により生じた損害について一切の責任を負うものとする。

（事務）

第 14 条　この規程は、財務センター管財グループが管理する。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程の改廃は、常任理事会で決定する。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程の第 8 条第 2 項並びに第 9 条第 2 項により規定される使用料は、この規程の制定日及び施行日にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日以降の使用日分に適用する。

附　則

この規程は、平成 26 年 3 月 25 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 28 年 1 月 19 日に改正し、平成 28 年 1 月 19 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附　則　（令和5年3月7日　常任理事会）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則　（令和7年3月11日　常任理事会）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附　則　（令和8年3月17日　常任理事会）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

（円／時間）

	単位	①正規料金	②関係学会料金	③試験料金
千代田、多摩、中野	フロア	128	26	51
	室	132	28	55
嵐山	フロア	80	20	40
	室	88	22	44

備考

1　貸出単位はフロアとし、1つの棟の1フロアに設置されている貸出対象室を全て借り上げるものとする。ただし、貸出すフロア以外に本部等の補助教室等が必要な場合は1室に限り室単位での貸出を認めるものとする。

2　貸出対象室の面積（㎡）の合計の1の位を四捨五入し、上表の単価を乗じて使用料を算出する。

3　使用する室が1つの棟の1フロアのみで当該フロアに設置している貸出対象室数の50%未満の場合は貸出単位を室とし、各室面積（㎡）の1の位を四捨五入し、上表の単価を乗じて使用料を算出する。

4　フロアに設置されている貸出対象室数が1室の場合は貸出単位を室とする。

5　千代田、多摩には中高を含む。

別表第2（第10条の2関係）

申出日	使用料
使用日の3ヶ月前の前日まで	不要
使用日の3ヶ月前～2ヶ月前の前日まで	30%
使用日の2ヶ月前～1ヶ月前の前日まで	50%
使用日の1ヶ月前～1週間前の前日まで	80%
使用日の1週間前以降	100%

備考

1　第 9 条第 4 項に掲げる業務委託費その他の費用が生じる場合には、上表に掲げる使用料の他に委託業者からキャンセル料を請求する。

別紙 1　（参考資料）千代田キャンパス外部貸出施設使用料金表
別紙 2　（参考資料）多摩キャンパス外部貸出施設使用料金表
別紙 3　（参考資料）中野校外部貸出施設使用料金表
別紙 4　（参考資料）嵐山校外部貸出施設使用料金表